

○沖縄県警察職員の配置定員に関する規則

(昭和47年5月15日沖縄県公安委員会規則第4号)

改正 昭和47年12月15日公規則第2号	昭和48年4月12日公規則第3号	昭和49年4月1日公規則第4号
昭和50年3月31日公規則第3号	昭和51年8月5日公規則第9号	昭和52年3月31日公規則第4号
昭和53年3月29日公規則第4号	昭和54年3月31日公規則第6号	昭和55年3月31日公規則第4号
昭和56年3月30日公規則第6号	昭和57年4月6日公規則第7号	昭和58年4月5日公規則第5号
昭和59年4月11日公規則第7号	昭和61年3月31日公規則第4号	平成8年1月30日公規則第2号
平成8年9月27日公規則第8号	平成9年7月1日公規則第9号	平成10年3月20日公規則第2号
平成11年3月19日公規則第3号	平成12年3月24日公規則第5号	平成15年3月31日公規則第5号
平成16年3月16日公規則第4号	平成17年3月31日公規則第6号	平成18年3月31日公規則第2号
平成19年3月30日公規則第3号	平成20年3月28日公規則第5号	平成21年3月27日公規則第12号
平成22年3月31日沖縄県公安委員会規則第1号	平成23年3月31日沖縄県公安委員会規則第1号	平成24年3月30日沖縄県公安委員会規則第2号
平成25年3月26日沖縄県公安委員会規則第5号	平成26年3月31日沖縄県公安委員会規則第6号	平成28年3月29日沖縄県公安委員会規則第3号
平成29年3月31日沖縄県公安委員会規則第4号	令和2年3月31日沖縄県公安委員会規則第9号	令和2年7月31日沖縄県公安委員会規則第12号
令和4年3月31日沖縄県公安委員会規則第4号	令和5年3月31日沖縄県公安委員会規則第4号	

(目的)

第1条 この規則は、沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号。以下「定員条例」という。）第2条第7項及び第3条の規定に基づき、沖縄県における警察官以外の職員（以下「一般職員」という。）の細分及び警察職員の配置定員に関する事項を定めることを目的とする。

(一般職員の細分)

第2条 定員条例第2条第3項に規定する一般職員の事務職員、技術職員及びその他の職員別の数は、次のとおりとする。

- (1) 事務職員 254人
- (2) 技術職員 48人
- (3) その他の職員 4人

(職員の配置定員)

第3条 警察本部の課（所及び隊を含む。）、警察学校及び警察署に配置する警察職員の定員は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年12月15日公規則第22号）

この規則は、昭和47年12月15日から施行する。

附 則（昭和48年4月12日公規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年4月1日公規則第4号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日公規則第3号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年8月5日公規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日公規則第4号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月29日公規則第4号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月31日公規則第6号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日公規則第4号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日公規則第6号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月6日公規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年4月5日公規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年4月11日公規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 31 日公規則第 4 号）

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 1 月 30 日公規則第 2 号）

この規則は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 9 月 27 日公規則第 8 号）

この規則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 1 日公規則第 9 号）

この規則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日公規則第 2 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 19 日公規則第 3 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 24 日公規則第 5 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日公規則第 5 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 16 日公規則第 4 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日公規則第 6 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日公規則第 2 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日公規則第 3 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日公規則第 5 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日公規則第 12 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日沖縄県公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日沖縄県公安委員会規則第 5 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日沖縄県公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 9 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 12 号）

この訓令は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。